

総会議決事項

令和6年度会費の賦課金及び納入期日

(会 費)

会費は、入会金・一般会費・等級割会費とし、次のとおりとする。

	入会金 (入会時)	一般会費 (年 額)	等級割会費 (年 額)
正会員 及び特別会員	30 万円 再入会は 10 万円	10 万円	下記の等級割会費等 級表による
賛助会員	—	15 万円	—

〈等級割会費等級表〉

当該年度直前2ヶ年の、国営県営農業農村整備事業の平均施工金額（消費税を除く）により算定した実績額に応じた次の額とする。

実 績 額	等級	年 額	実 績 額	等級	年 額
9 億円以上～	1	1,000 千円	1 億円以上～ 3 億円未満	5	200 千円
7 億円以上～ 9 億円未満	2	800	5 千万円以上～ 1 億円未満	6	100
5 億円以上～ 7 億円未満	3	600	0円超～ 5 千万円未満	7	50
3 億円以上～ 5 億円未満	4	400	実績なし	8	0

（ 会費の納入期日 ）

会費のうち一般会費は毎年 6 月末日、等級割会費は 9 月末と 12 月末の 2 回に分けて納入するものとする。

入会金は新規会員が入会した時に納入するものとする。